

一般職の職員の給与に関する条例

昭和 46 年 1 月 16 日
条 例 第 1 2 号

一般職の職員の給与については、藤井寺市の一般職の職員の給与に関する条例を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。